



## 次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立

- 高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩や公共施設等の老朽化対策をはじめ、複雑・多様化する行政需要に適切に対応していくためには、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代に引き継いでいくことが必要である。

【提案・要望先】 総務省、消防庁

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 地方交付税総額の確保・充実

- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止・縮減

#### (2) 防災・減災対策の推進

- 「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」の延長

#### (3) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

- 老朽化対策に係る地方財政措置の延長・拡充

#### (4) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
  - ・ 応益課税の性格を踏まえた法人事業税の分割基準の見直し
  - ・ デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 地方交付税総額の確保・充実

- 厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的改革等による地方交付税総額の確保・充実が必要

#### (2) 防災・減災対策の推進

- 「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」については、事業年度を令和2年度までとされているが、頻発する災害被害の状況等を踏まえて、防災減災対策をさらに推進する必要があることから、期限の延長が必要

#### (3) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

- 公共施設等の老朽化対策にかかる、将来の地方財政負担の縮減・平準化のため、長寿命化対策に対する財政措置の延長および拡充（公用の建築物への拡充）が必要

#### (4) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 法人事業税の分割基準については、フランチャイズ企業等、事業形態の多様化と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適正化を図ることが必要
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 地方交付税総額の確保・充実

- 県は、「滋賀県行政経営方針2019」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、社会保障関係費の増嵩や老朽化対策、国土強靱化対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。

### (2) 防災・減災対策の推進

- 県や市町では、「緊急防災・減災対策事業」「緊急自然災害防止対策事業」を活用し、地域の防災・減災対策を推進してきたところであるが、全国で頻発する災害被害の実態を踏まえ、適宜適切な対応を継続するため、事業の延長が必要である。

(活用実績および予算額)

- ・緊急防災・減災事業債 (H27～R1) 県：約93億円 市町：約128億円
- ・緊急自然災害防止対策事業債 (R1、R2) 県：約42億円 市町：約4億円

### (3) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（総合管理計画）		
○良質な性能および安全性の維持・確保	○予防保全、計画的な更新・改修	<b>(建築物における取組)</b> <b>①施設の長寿命化</b> 131施設において、「長期保全計画（30年間）」を策定し、予防保全型維持管理を実施 <b>②計画的な更新・改修</b> 「更新・改修方針」を策定し、緊急性が高いものから優先的に事業化
○施設総量の適正化（施設評価の実施）	■建築物(494施設)の将来負担額の推計 H28～R7 約360億円 R8～R27 約3,010億円	
○維持管理の最適化、施設の有効活用	※庁舎等の公用の建築物：施設数で約8割(389施設/494施設) 面積で約3割(約420千㎡/約1,500千㎡)	

- 個別施設計画に基づき、着実に老朽化対策を進めるため、公共施設等適正管理推進事業の延長が不可欠である。
- 大規模な自然災害が頻発するなか、災害時における支援や受援、復旧や復興にかかる継続的な行政サービス提供のための重要な拠点となる県や市町の庁舎についても、計画的な老朽化対策を進めていく必要があり、同事業の対象拡充が必要である。

### (4) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- フランチャイズ店舗では事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティとして本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象とならないなど、事業活動に応じた税収が県に十分に帰属していない。

要望内容：フランチャイズ企業においてはフランチャイズ店舗を本部企業のみなし事業所とするなど、企業の組織形態や事業活動の変化に対応した分割基準の見直しを図ること

- 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルール of 制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容：新たな国際的ルールによって日本に帰属することとなる法人の利益が、地方税収に適切に反映されるような法人課税制度を検討すること。

担当：(1)(2) 総務部財政課財政企画係／市町振興課理財係	TEL 077-528-3182／3237
(2) 知事公室防災危機管理局管理・情報係	TEL 077-528-3430
(3) 総務部行政経営推進課経営企画係／市町振興課理財係	TEL 077-528-3290／3237
(4) 総務部税政課企画管理係	TEL 077-528-3211